

審 査 基 準

令和 5 年 9 月 1 日作成

法 令 名：災害対策基本法施行令
根 拠 条 項：第 3 3 条第 2 項
処 分 の 概 要：災害発生前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審 査 基 準： 車両の使用者の申出を受けた福岡県公安委員会は、当該車両が災害対策基本法第 5 0 条第 2 項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1 及び 2 以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間 ： 3 0 日以内
申 請 先：警察署の交通担当課 警察本部交通規制課
問 い 合 わ せ 先：警察署の交通担当課 警察本部交通規制課規制係（092－641-4141）
備 考：